

第5章 管理運営計画

～事業活動・展示・施設を実現するための条件～

1. 開館時間・閉館日の設定

類似施設の事例を踏まえ、

多くの利用を見込める開館時間、閉館日の設定を検討

第2章のターゲットの整理で示したとおり、本事業は様々な利用者層が想定されます。多くの方々に来館してもらえよう、土曜、日曜及び祝日に開館するとともに、平日週1回を閉館日と設定することが望ましいと考えられます。

市内の文化施設等の開館時間及び閉館日は、次のとおりとなっています。市内の文化施設等の閉館日の傾向も踏まえ、施設の開館時間・閉館日は、次に掲げるものを基本として、設定します。

開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)
閉館日 毎週月曜日 年末年始

なお、地域利用などを想定した一部居室(多目的学習室など)の開館時間の延長についても、地域の意見や管理運営上の課題を確認しながら検討していきます。

施設名	開館時間	閉館日	備考
いわき市 石炭・化石館ほるる	9:00～17:00 (入館は16:30まで)	第三火曜日(第三火曜日が祝日・ 振替休日の場合は翌日)及び1月1日	
いわき市 考古資料館	9:00～17:00 (入館は16:30まで)	第三火曜日(第三火曜日が祝日・ 振替休日の場合は翌日)及び1月1日	
いわき アンモナイトセンター	9:00～17:00 (入館は16:30まで)	毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日) 及び1月1日	
いわき市立美術館	9:30～17:00 (入館は16:30まで)	毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日) 及び年末年始(12月28日から1月4日 まで)	7.8月の毎週 金曜は20時 まで開館
【参考】 相馬市 伝承鎮魂祈念館	9:00～17:00	年末年始(12月29日～1月3日)	県内 類似施設
【参考】 せんだい3.11 メモリアル交流館	10:00～17:00	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、 祝日の翌日(土・日・祝日を除く)及び 年末年始	東北地方 類似施設

2. 入館料の設定

震災メモリアル及び防災・減災教育施設であるという本施設の特徴を踏まえ、入館料は「無料」を検討

本施設は、防災・減災教育の施設であるとともに、震災の記録・記憶を継承する場、そして追悼・鎮魂の場でもあります。入館料は前頁に挙げた「相馬市伝承鎮魂祈念館」「せんだい3.11メモリアル交流館」のほか、中越地震のメモリアル施設である、「長岡震災アーカイブセンターきおくみらい」「おぢや震災ミュージアムそなえ館」「やまこし復興交流館おらたる」「川口きずな館」では、全て無料となっています。

また、全国の消防本部等に併設されている防災教育施設なども無料施設が多く、防災教育の類似施設の傾向として挙げられます。このような観点から、施設の内容とともに防災・減災教育の幅広い普及も念頭におき、入館料は無料を前提に検討していきます。



相馬市
伝承鎮魂祈念館
(笠岩公園内)



せんだい
3.11メモリアル交流館



長岡震災アーカイブセンターきおくみらい



おぢや震災ミュージアムそなえ館



川口きずな館



やまこし復興交流館おらたる

上記写真 各施設ホームページより

3. 人員体制等の検討

事業活動・展示・施設計画に即した役割の人員を計画

第2章(事業活動計画)、第3章(展示計画)、及び第4章(施設計画)に基づき、本施設に必要となる役割として、次のものが考えられます。

役割	内容	備考
責任者 兼 広報・渉外担当	施設の管理運営の責任者。また施設の営業的担当として、広報や渉外担当として誘客を促進する。	※1
展示・交流担当	企画展示や各種事業(防災・減災関連教育、震災関連イベント)、常設展示の解説プログラム作り、ワークショップなどのイベントなどの企画実施を担当。	
アーカイブ・語り部 担当	市内からの資料収集(実物・語り部収録など)を図るとともに、その管理を行う。また語り部やボランティアなどの管理育成や市内外の団体との連携推進も担う。	※2
庶務経理・ 維持管理担当	学校等団体予約の受付管理のほか、庶務業務一般を担当する。また、建物(本体・電気設備・機械設備等)及び展示に関する日常点検・年間維持管理・修繕の対応を行う。	※3

※1 別人員に副責任者を指名し責任者休暇時の責任担当を設定する。

※2 博物館学芸員などの有資格者が望ましい。

※3 総務及び経理に関する経験者及び関連の有資格者が望ましい。

※4 上記表に語り部は含まない

展示・交流担当は、団体対応等の観点から、1名で実施できないことも想定されます。一方、事業の内容によっては、日々の作業がない役割もあります。このような観点から、上記役割は兼務での配置が必要です。なお、役割によっては、博物館学芸員有資格者など専門的な資格を有することが望ましい場合があります。

人員数については、学校団体等の日々の団体来館者があることも想定し、案内のために最低限必要な人員数を確保しながらも、労働基準法などをはじめとする関係法令を遵守した人員配置計画とします。

このほか、専門的内容については、外部への委託も考えられます。また、語り部による展示案内を可能とするため、地域の方々と協議しながら、語り部を組織化し必要な人員を確保できる体制を構築していくなどの検討が必要となります。

4. 管理運営方式の検討

事業の継続性の観点から様々な可能性を検討

管理運営方式には、主に、①いわき市が直接運営する「直営方式」、②いわき市が直接運営することを基本としながらも、専門的な業務領域を民間企業等に委託する「直営一部民間委託方式」、③管理運営を民間ノウハウの活用の観点から、民間企業等に包括的に委ねる「指定管理者制度」の3つの方式があります。

今後、施設の性格や事業の継続性を考慮しながら、最適な方式を検討していく必要があります。